

大正四年六月二十一日發行
第三編 經濟學叢論
第一日 一冊發行

京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第二十五卷 第一號

昭和二年七月一日發行

論叢

公益團體の課税

法學博士

神戸 正雄

マルクスの農業労働者に関する見解

法學博士

河田 嗣郎

ミルのエソロヂー論

文學博士

米田庄太郎

時論

上海中立に關する一考察

法學博士

末廣 重雄

說苑

宗門人別改制度の沿革

經濟學士

菊田 太郎

工業分布論に關する文献

經濟學士

黒正 巖

雜錄

精神労働者と獨逸所得税法

法學士

汐見 三郎

獨逸都市に於ける乗合自動車交通

經濟學士

山口 信男

スミスとリストの經濟發達階段說

經濟學士

上田藤十郎

京都帝國大學經濟學會大會記事

法令

國債整理基金特別會計法改正・不良住宅地區改良法・土地貸賃價格調査委員會法・土地貸賃價格調査委員會法施行規則

(禁轉載)

上海中立に關する一考察

末 廣 重 雄

一 昨年春起つた謂はゆる五卅事件後、支那に於て盛となつた不平等條約廢棄を目的とする國民運動は、昨年夏以來國民革命軍の北征とともに急速なる發展を遂げ、今後同軍の勝利に伴ふて一層甚しくなるであらう。然らば不平等條約廢棄は何を意味するかといふに、それには色々の意味があるけれども、目下のところ、主なるものは關稅自主權回復、治外法權撤廢、租界回收の三者であつて、其中で最も聲高く要求せられるのは關稅自主權回復である。之に關して一昨年秋十一月十九日關稅特別會議委員會に於て、「參加列國は關稅自主權を享受する支那の權利を承認し、千九百二十九年一月一日より支那國定稅率法の實施に同意す」といふ決議があつたことは、私か本誌第二十四卷第一號に於て既に述べたところであるが、治外法權撤廢に關しては、昨年十一月

二十九日發表の支那司法制度調査委員會の報告があつて、之に依て、支那政府が希望するに於ては、關係列國は漸進的計畫に従ふて撤廢を考慮するを妨げぬことを勸告した。租界回收に關しては、支那の急進論者の間に武力回收を叫ぶ者があつて、今年春一月上旬武漢政府は漢口及び九江の英國租界を奪回したが、二月十九日の陳友仁オーマレー協定によつて圓滿なる解決を見ることになり、是より先き、白耳義政府も亦無條件にて天津白耳義租界を還附することを聲明した。

列國が支那の不平等條約廢棄の要求に當面して爲したところは以上に止まらぬ。英國は漢口九江租界武力回收事件の起るや、直に支那に二萬の大兵を派遣して大に強硬なる態度を示したけれども、他の一方に於て、昨年末以來其の對支政策を著しく變更して、徒に其の有する特權の維持に戀々たらず、現行英支條約の最早時勢に適應することを認めて、非常に妥協的讓歩的となつたことは、英國政府の支那に關する昨年十二月十八日の提案に徴して明である。更に之を裏書するものは、去る一月二十七日支那南北政府に提出した覺書の釋明に關する同月二十九日バーミンガムに於ける外務大臣チエンパーレン氏の演説である。此の演説に於て、氏は「支那が在支英國人に對して、外國人として享受すべき普通の權利を充分保護する保障を與ふるならば、英國政府は漸次之に應じて現在支那に於て有する各種の特權を拋棄する用意を有し、吾人の爲し得る總てを盡して支那の要求に應せんとするものである」と言明し、英國政府に於ては關稅自主權回復、治

外法權撤廢、租界回收の諸問題に關して、現行條約の改正を行ふ用意があり、内亂の最中にも拘はらず、南北政府と之が交渉を爲さんと欲するけれども、たゞ支那全國民を代表して條約を締結し得る政府のなきを奈何にせん、と述べたのであつた。

米國政府も亦去る一月二十六日國務卿ケロッグ氏をして、同政府は支那に對し、關稅自主權を承認し且治外法權を撤廢する寛恕なる精神と誠意とを有し、必要な場合には單獨でも交渉を開始する決意があるが、問題は何人を相手にして交渉するかの點にある、若し支那にして全國民を代表する者を任命することに於て一致するならば、米國政府は之と新條約を締結するの用意がある旨を聲明せしめた。佛國政府も、支那の正當なる國民的願望に對し、友誼的考慮を與へる誠意を定めし有つてゐるであらう。

我が政府が、不平等條約を改正して、支那の國民的要求の達成に援助するの誠意を有することに於て人後に落ちぬ、否な英米佛諸國政府以上であることは、一昨年秋關稅特別會議の劈頭に於ける日置全權の態度によつて明であるが、更に此の誠意は、昨年秋以來非公式ながらも北京政府と日支通商條約改正の交渉を重ねつゝあることによつても示されてゐる。けれども、支那に全國民を代表する政府の成立せざる限り、如何に我が政府を始め英米佛諸國政府に於て、現行條約改正に關する支那の國民的要求に添はんことを熱望しても、奈何ともし難いではないか。支那人

が果して不平等條約廢棄を眞劍に企圖するならば、彼等を代表して條約改正の衝に當るべき政府を建設することが急務である。然るに此の重大事を闕却して、漫に不平等條約廢棄の困難を列國政府の不誠意に歸するは、甚しき考へ違ひであると云はねばならぬ。

之に關聯して一言したいことは、英國や我國に於て行はれつゝある支那の國民政府（現在の武漢政府）承認論についてである。英國の勞働黨は今年春既に國民政府を承認すべきことを主張したが、我國に於ても無産政黨中勞農黨の如きは、國民政府即時承認論を爲しつゝあるのである。

先般來朝した戴天仇氏の如きも、日本政府に對して敢て國民政府承認を求めぬけれども、同政府が近く軍閥の傀儡たる北京政府を倒壞して、全支那の支配權を握ること疑なき以上、進んで一日も早く同政府を承認することが、日本政府に取つて賢明の策であらう。日本政府は同政府を率先承認することによつて生ずべき支那人の對日好感によつて利するところ決して尠少であるまい、と公言し、私も氏より直接此の意見を聞かされたが、今日までの事情に照し、國民政府を承認することは果して當を得たことであらうか。

噂のあつた國民黨の共產派と非共產派との軋轢が甚しくなつた結果、國民黨が二派に分裂して、去る四月十八日武漢政府の外に、蔣介石氏の下に南京政府の建設を見るに至つたが、分裂前即ち國民政府が北京政府と江を距て、南北相對峙した時代に於ても、國民政府の承認は支那の内

政に干渉するものであつて、不正當であるといはねばならぬ。蓋し當時國民政府は長江以南を占領支配したのみであつて、全支那の政府を建設せんとする政治上の目的を未だ達成してゐなかつた。北京政府が曲りなりにも北支那を支配した以上、國民政府を全支那の政府として承認することは時機尙早であつたと云はねばならぬ。さりとて、之を以て南支那の政府として承認するときには、支那南北の分離を認むるものであつて、蓋し斯くの如きは國民政府の志であるまいし、又支那全國民の望むところではなかつたであらう。最近國民政府分裂して後、南京北京武漢三政府鼎立して相争ふ以上、其の一を全支那の政府として承認するが如きは、一層不正當であらねばならぬ。

支那政局の豫測は何人にとつても困難のことであるが、最近の形勢に鑑みて、國民黨が先づ革命目的を達する日が近き將來にあると假定し、支那全國民を代表する政府が成立することある場合——永續性のある新政府の成立を期することは到底六ヶ敷いであらうけれども——には、事情の許す限り速に新政府を承認すべきであるが、現状の下に於ては、如何なる政府たるを問はず、其の承認は正當でないといふ非難を免れないのである。

二

支那に於て全國民を代表する政府が成立するときには、我が政府は速に之を承認して、不平等條

約改正に關する正式なる交渉に應じ、關稅自主權回復及び治外法權撤廢に關する要求は、合理的なる限り之を容認して、相互平等を原則とする新國際關係の樹立に協力を吝むべきでない。然らば其際租界は之を如何にすべきであらうか。無條件に其の全部を支那に還附すべきであらうか。英國は我國と同じく支那に於て多數の租界を有し、我國と立場を同じくするから、先づ英國の租界問題に對する態度を吟味するを要する。

漢口及び九江に於ける英國租界武力回收の行はれた直後即ち去る一月二十九日バーミンガムに於ける演説に於て、チェンバーレン氏は租界還附の已むを得ざることを認め、各地の特殊事情を參酌して還附に關する地方的協定を行ひ、租界在留英國人に對し市政上相當の發言權を保留する積であると言明したのであるが、去る二月十九日の漢口九江英國租界還附に關する陳友仁オーマレー協定は此の趣旨に基いてゐる。此の協定によれば、漢口九江は還附後之を天津漢口に於ける前獨、塊洪二國租界の如く、英國租界と稱した區域全部に對して一種特別の支那市政機關を設けることになり、去る三月十四日より實施せられた漢口新市政廳章程によれば、市政は市政局に委ねられ、同局に參事會を組織して其の議員を七名とし、局長の議長たるものを除き、他の六名は英支人各三名として、市政に關して英支人の平等を期するのである。

右の新章程によつて漢口參事會議員たる英國人三名は、其後間もなく、自治行政の何物たるを

解せざる支那人どもに、市政に與かることは茶番狂言に過ぎぬとて、陳友仁オーマレー協定廢止の希望を英國公使に申出でた位で、在支英國人中に評判が好くないやうである。けれども、上記チエンバーレン氏の言明に徴すれば、今後英國が他の租界を還附するに方りては、大體に於て此の協定（武漢政府が政治上の目的を達せざるが爲め結局新政府の承認を得ざる場合、此の協定の效力如何の問題の研究は他の機會に譲る）を前例とするであらうと思はれるが——もつとも、二月十九日陳友仁氏の對英宣言によれば、「此種の辦法（漢口英國租界に關して協定せる辦法）を以て九江租界を除く以外の地即ち支那の他の英國租界或は他國の租界問題を解決する前例と爲さんとするものでない」さうであるけれども——上海共同租界に關しては如何うであらうか。

三

上海共同租界は千八百六十三年英國租界が米國租界を合併して成立したものであるが、今日までに英國人の此の租界に投資するところ巨額に上り、其の壯觀繁榮は過去數十年間に於ける英國人の努力に負ふところが極めて多いと云はねばならぬ。更に共同租界の現行根本法たる千八百九十八年のランド・レギュレーションによれば、其の行政機關として工部局があつて、其の謂はゆる參事會員は千九百二十七年に於ては、九名の内英國人五名日米人各二名、即日英米三國人が市政の實權を握ると同時に、英國人は共同租界成立以來引續き優越の地位を占めてゐるから、其

同租界は正に英國租界たるの觀があつて、極東に於ける英國の經濟上の大根據地となつてゐる。斯様な次第であるから、支那に在る他の英國租界は遠からず悉く之を還附することになつても、共同租界の回收に應ずることだけは在支英國人の大に苦痛とするところであらう。巴里講和會議以來問題となり、支那の漸進論者が支持しつゝある共同租界内に居住する支那人の市政參加——内外人平等の原則の下に——即ち共同租界改善に關する要求を容認して、依て以て租界の維持を圖らんとする主張のある所以は此に在る。ザ・チャイナ・ウィークリー・レビュー——の傳ふところによれば、上海改造案の一として左の如きものもあるさうである。

共同租界と佛國租界並に上海城内を始め附近の支那街を打つて一丸とし、支那及び列國政府監督の下に超自治體たる「大上海」を作り、各租界に引續き自治を許すと同時に「大上海」にも自治制を布き、其の參事會に内外人中より同數の議員を選出し、平等に市政に參與せしめる。

けれども、英國政府は支那に於て租界回收に關する要求の如何に熱烈なるかを知る以上、上海共同租界還附によつて「幾多の不利不便を感じる事實を看過するものではない」けれども、「今後百年間に於ける支那との親善關係を一層重大視して」、條件次第では還附に異議がないことはチェンバーレン氏の言明するところに照して明である。然らば條件とは何であるか。其一は支那現狀の下に於ては内地雜居を要求せず、たゞ漢口九江の例を參酌して、共同租界還附後此に一種特別

の支那自治機關を設け、英國人に市政上相當の發言權を保留することにあるであらう。

條件の第二は、チエンバーレン氏の言ふところによれば、漢口に起りたるが如き不祥事を上海に於て再び繰返さぬといふ満足なる保障を得ることである。上述の通り國民黨によつて全支那の政府が組織せられる日が近くありと假定して、然らば支那は争亂治まり、天下は長く一に歸するであらうかといふに、何人も今次の南北大衝突を以て支那の内亂は其の終りを告げたと斷言し得ないであらう。恐らく支那は今後再三再四亂れ現在の混亂状態を繰返すであらうが、さうであるとすれば、今後長江一帯に在る英國人の爲めに、英國政府は如何なる對應策を講ずるであらうか。租界の設けある今日以前に於てすら、英國人は一般外國人とともに生命財産の安全を此の地方に於て見出し得なかつたのであつて、上海共同租界は彼等にとつて唯一の避難處であつた。英國政府が自由黨や労働黨の反對を顧みず、少なからぬ犠牲を拂ふ覺悟を以て大兵を遙々極東に派遣したのは何故であるかといふに、英國人にとつて唯一の避難處たる上海共同租界の安全を、兵力に訴へても防衛せんが爲めに外ならなかつたのである。もつとも、一般租界の拋棄を要求する支那政府は、其の南京政府たるも、北京政府たるも、將た又武漢政府たるもを問はず、孰れも責任を負ふて英國人の生命財産を保護すべし、英國は支那政府を信頼して可なりと云ふであらうけれども、現在のごころ、支那政府の與ふる此等證言の全く當てにならぬことは私が嘆々するまで

もないことであらう。長江一帯の英國人にとつては、支那に有力且安固なる政府が組織せられ内亂の虞なきに至るまで、生命財産の安全に對する保障がなく、さりとて、一朝事あるとき本國は愚か香港へ引上ぐることも非常に困難であるから、今後に於ても、避難地としての上海共同租界の價值は偉大であると云はねばならぬ。此の貴重なる上海共同租界を還附する條件として、チエンパーレン氏が「漢口に起りたるが如き不祥事を上海に於て再び繰返さぬといふ満足なる保障」を要求することは決して不當でなく、又英國一流の横暴であるとも云へぬ。

我國の立場より觀るに、上海共同租界在留日本人は一萬五千に近く、我が對支貿易の五割六分は同地を經由して行はれ(大正十四年度)、同地に於ける紡績業等に對する投資總額は約參億圓に達してゐる。斯様な譯で、我國にとつて極めて重要な同地が、支那に内亂ある毎に其の渦中に捲込まれ、日本人の商工業に多大の損害を及ぼすことは、我國として忍ぶべからざる苦痛である。況んや長江一帯の日本人を今次の如き事變ある場合に、舉つて内地へ引上げしむることは容易の業でないばかりでなく、將來に於ける經濟的發展を阻害すること甚しいから、上海を長江一帯の日本人の爲めに安全にし、此地を以て彼等の避難處とすることは、我國にとつても亦喫緊事に屬する。

米國にとつても、支那に内亂が起つて在留自國人民の生命財産に脅威のあるとき、彼等を海路

遙々比律賓まで引上げしむることは困難であらうから、日英同様避難處を少くとも中部支那の一角に設けることを必要とするであらう。佛國にとつても亦然りといはねばならぬ。

四

然らば將來支那に内亂のある場合、上海共同租界を一般外國人の安全なる避難處とするには如何にすれば可なりやといふに、同租界のみならず、佛國租界をも含み條約上開市場たる上海並に其の附近を包括する地方を謂はゆる中立とし、軍隊軍艦の出入並に一切の戰鬪行爲を禁止して戰亂の災厄より超然たらしめ、内外人をして安んじて茲に居住し、商工業を營ましむるを必要とするのである。聞くところによれば、英國に於て、支那各地の租界とともに上海共同租界を拋棄する交換條件として上海中立を提議し、依て以て新しき形式の下に中部支那に於ける英國の根據地を維持せんとする意見があるさうであるが、チエンバーレン氏の要求せんとする保障も蓋し之に外ならぬであらう。そして、我國の一部に於ても之と同一の主張が既に現はれてゐる。今年春米國政府より上海中立に關する提議の出た少し前に、京阪神商業會議所聯合會は、上海を戰亂の渦中に投せしめざるやう適當なる手段を執らんことを政府に要望する決議をしたのであるが、同決議中には中立なる文字は使用してなかつたけれども、實は其の意味を含んでゐたのである。私は此の決議案の作成に關係を有する者として、將來上海共同租界を還附する場合に、其の條件の一

として上海中立を要求すべきことを主張し、我が政府が其の實現の爲めに英米佛諸國政府と協調せんことを希望する。

上海中立は決して新奇の考案ではない。過去數十年の間に或は外國政府又は在外國人により、或は又支那官民自身によつて主張せられ、實行せられたことがあるのであるから、左に少しく其の沿革を叙述する。

千八百四十二年八月の南京條約により、上海が南支那の廣東廈門福州寧波四港とともに外國貿易に對して開放せられたが、翌年十月の追加條約に基き、内外人の雜居に伴ふべき生活上の不便を除かんが爲めに、千八百四十五年十一月同地に租界が設けられることになつた。其後年を閲すること八年即ち千八百五十三年九月上海城内が髮賊の爲めに占領せられた折、列國政府は租界を中立とし、官軍たると賊軍たるとを問はず、之を作戰動作の根據地と爲すべからざる旨を兩軍に通告し、且兩軍の侵害に對し兵力を以て防衛した。之が上海中立の嚆矢である。其後髮賊の亂平定するまで約十年間、數十萬の支那人は茲に安全なる避難地を見出したのであるが、千八百六十二年共同租界成立の前後に方り、内外人の安寧幸福の爲めに、上海租界及附近の地方を以て列國の保護の下に一大自由都市を建設する計畫があつた。

降つて十九世紀末日清戰爭開始直前のことであるが、中部支那の貿易港として年を追ふて發達

しつゝあつた上海は、戦争開始の曉日本海軍の攻撃を豫期せねばならなかつたから、英國政府は我が政府に對して上海及び其の附近の地が中立國の貿易に重大なる關係のあることを理由として、戦争中茲に一切用兵の動作を爲すことなからんことを要求し來つた。我が政府は、不幸にして日支の間に戦端を開くことがあつても、他まで中立通商に障害を及ぼさざることを主義とするから、上海及び其の附近の地を局外中立地とすることを承諾する旨を回答し、從つて戦争中上海は全く安全なることを得たのであつた。

千九百十一年秋支那に第一革命起るや、上海租界中立が又もや問題となつた。當時革命軍は租界内に於て兵士の掠奪暴行が行はれて重大なる外交問題を惹起することを畏れ、對租界規則を發布した。之によつて、

華人は何人を論せず軍械を携帯して租界に入るべからず。若し軍械を持って租界を通行する必要あるときは、都督府より外交部に知照し、路程人數械數を闡明し工部局の許可證を得て之を爲すべし。

として租界を尊重し、其の地域内に於て戦争行爲を避けた。

第二革命のときにも上海租界の中立が問題となつた。其後上海は益々發達して、共同租界に居住する者だけでも外國人約三萬、支那人約八十萬の多きに及び、支那輸出入貿易の約四割は此地

を經由して東亞大陸の最大市場となり、外國人の投資も巨億に達し、外國との關係極めて緊密となつたから、千九百十四年八月江蘇浙江兩省の間に大衝突を生じてより翌年春戰雲一掃せられるまでの間、上海中立が屢次問題となつた。北京外交團は八月三十日上海吳淞地方を中立地帯とする要求を北京政府に致し、翌年春一月に至り又もや上海を兵變の巷と爲さるる爲め、租界附近に支那軍隊の立入を嚴禁せんことを警告したが、常に軍閥爭奪の目的物となり、上海の安全を脅かすこと甚しかつた江甯機器局は上海總商會の手に引渡され、同時に上海より支那軍隊の引拂、吳淞砲臺の武裝解除が決行せられた。

ザ・チャイナ・ウィークリー・レヴューの報道によれば、今年春上海の共同租界支那人納稅者協會々長王正廷氏は、英國兵の上海派遣を防止せんが爲めに、上海外國領事團に對し、南は松江北は蘇州を以て界とする上海中立を提議したさうである。之と前後して米國政府は二月四日の通牒を以て、支那南北の巨頭たる張作霖及び蔣介石二氏に對し、「共同租界關係各國民の利益は當初より平和のときに榮え、上海附近若は支那一般に亘る戰亂のある場合に打撃を蒙つた。從て將來此の商港に居住する内外人の生命財産に對して加へらるべき損害を出來得る限り最少限度に止めんが爲めに、共同租界在留外國人並に其の本國政府は一致して國內の朋黨的爭鬭より遠ざかり、且出來る限り力を致して、租界が如何なる黨派によつても利用されることを防止するの政策を取

り來つた次第である」ことを述べ、上海共同租界を交戦區域より除外し、以て米國人並に他の外國人に對し充分なる保護を與ふべきことを提議した。此の提議は南北の反對を受けて不成立に終つたけれども、米國政府は其儘之を永久に葬去る積であらうが。

五

以上に述べたやうに、上海中立は今日までに屢次主張せられ、實行せられたこともあるが、上海の範圍については時に廣狹があつた。或時は單に共同租界か又は共同租界と佛國租界とを意味し、或時は此の二租界の外に上海城内を始め附近の支那街を包括し、又或時は一層大なる上海を意味して南は松江北は蘇州に達する廣大なる地域に及ぶこともあつたが、中立の目的を達するには、上海二租界を中心とする相當廣き地域を交戦區域より除外することを必要とするであらう。もつとも、私が主張せんとする上海中立は永久的のものではない。支那に有力且安固なる政府が樹立せられ、内亂によつて外國人の生命財産の安全が脅かされる虞なきに至れば、當然直ちに廢止せらるべきであると考えるが、此の意味に於ける上海中立にして行はれんか、今後長江一帯の治安が大に紊れても外國人は上海に於て安心して居住し、商工業に従事することを得るが、之と同時に上海二租界内の約百萬の支那人は勿論のこと、其の附近に在る數百萬の支那人も亦此の利益に均霑することが出来るのである。髮賊の亂當時より上海は支那の何れの地方よりも生命財産

を托するに最も安全の場所であつが、爾來内亂ある毎に多數の避難支那人を迎へて急速の發展を遂げ、今日觀るが如き大國際都市となつたのである。上海中立にして行はれんか、今後の偉大な繁榮、期して待つべきであらう。

國權回復に熱中する支那國民としては、斯くては上海共同租界廢止の空名を得るに過ぎぬ。同地の中立によつて支那は新に其の國權を束縛せられ、結局何等得るところがないではないかと云ふであらう。けれども、上述の通り、上海中立は從來行はれ來つたことで、新しい束縛を支那に加へんとするものでないばかりでなく、支那が不平等條約廢棄國權回復の要求を爲すに方つては、自國の立場ばかりを考へず、相手國の利害も顧み、其の合理的要求は成るべく之を容認する互讓の精神があらねばならぬ。自國に、在留外國人に對し其の生命財産の安全を保障する實力がなく、國際義務を全ふすることが出來ないにも拘はらず、内亂の際中部支那に於て唯一の避難處たるべき上海共同租界までも無條件に回收して、在留外國人に全く安住の地を與へぬことは國際道義に背反し、且結局支那の大なる不利となるであらう。(六月十日)

追記 六月十四日時新報掲載上海特電によれば、上海の國民黨の間に、上海は元來國際關係の複雑なる土地であるから、同地兩租界の回收には漸進的手段をとらねばならぬといふところから、兩租界、城内、閘北、南市及び吳淞を併せて「大上海中立特別都市」と名づけ、市の

行政は市内に居住し一定の資格を有する者の中より選出せられたる議員を以て組織する市參事會の決議に據り、國民政府の任命する市長之を執行し、そして市を十五年間絶對に中立として、何れの國も軍隊軍艦を駐屯せしむることを得ないこととし、期間經過後特別市政を廢止して、完全に之を支那政府の手に收むべしと主張する者があるさうである。果して一般の賛成を得るか否か。中立とすべき地域の範圍並に市參事會の組織について疑問があるから、暫らく批評を差控へる。